

永平寺町債権管理条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月31日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第15号

永平寺町債権管理条例等の一部を改正する条例

(永平寺町債権管理条例の一部改正)

第1条 永平寺町債権管理条例(平成29年永平寺町条例第16号)の一部を次のように改める。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下、この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 永平寺町後期高齢者医療に関する条例(平成20年永平寺町条例第3号)の一部を次のように改める。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(永平寺町介護保険条例の一部改正)

第3条 永平寺町介護保険条例(平成18年永平寺町条例第108号)の一部を次のように改める。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第4条 永平寺町農業集落排水処理施設条例(平成18年永平寺町条例第115号)の一部を次のように改める。

附則第4項中「第17条第4項の」を「第17条第4項に規定する」に、「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下、特例基準割合適用年という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(永平寺町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第5条 永平寺町農業集落排水事業分担金徴収条例(平成18年永平寺町条例第116号)の一部を次のように改める。

附則第4項中「第7条第4項の」を「第7条第4項に規定する」に、「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下、特例基準割合適用年という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(永平寺町下水道条例の一部改正)

第6条 永平寺町下水道条例(平成18年永平寺町条例第135号)の一部を次のように改める。

附則第4項中「第30条第4項の」を「第30条第4項に規定する」に、「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下、特例基準割合適用年という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第7条 永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年永平寺町条例第136号)の一部を次のように改める。

附則第5項中「第11条の」を「第11条に規定する」に、「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下、特例基準割合適用年という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(永平寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部改正)

第8条 永平寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例(平成18年永平寺町条例第137号)の一部を次のように改める。

附則第5項中「第11条第1項の」を「第11条第1項に規定する」に、「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下、特例基準割合適用年という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は令和3年3月31日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例は令和3年1月1日から適用する。